

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール実施要領（改定版）

本要領は、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領（以下、「基本要領」という。）に基づき、認定支援機関が実施する協議会事業に追加して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、事業改善の具体的な検討が困難な事業者への一層の資金繰り支援を講じるため、これまでの協議会事業に加えて令和2年4月1日より実施している、新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール（以下、「特例リスケ」という。）の計画策定支援（以下、「本支援」という。）を一部改定し、その内容、手続、基準等を定めるものである。

なお、本要領で使用する用語について、本要領中に特段の定義がない場合には基本要領に従うものとする。

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の多くは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、次第に資金繰りに困窮しており、事業改善の具体的な検討が困難な状況に陥っている。そのため、令和2年4月1日より実施している本支援を令和3年度以降も引き続き実施する必要がある。その中で、今後の既往債務の支払いや、資金繰りに窮し、事業改善の具体的な検討が困難な中小企業者を対象に、ポストコロナに向けた取組を後押しするために、最長1年間の特例リスケの要請、資金繰り計画及び特例リスケ計画遂行中の行動計画（事業継続アクションプラン）の策定を支援することで、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の活力の再生を図る。

2. 特例リスケ 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

- (1) 相談に応じる時間を定め、中小企業者からの申し出により、統括責任者補佐（場合によっては統括責任者）が対応する。統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者からの申し出に対して、相談を拒むことなく、幅広く誠実に対応することとし、協議会の立ち位置及び役割について十分な説明を行うこととする。統括責任者補佐（場合によっては統括責任者）は、原則として面談により対応するものとするが、新型コロナウイルス感染症対策等の必要に応じ、電話対応等の代替措置により対応することを妨げるものではない。
- (2) 本支援の対象となる中小企業者とは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受けて、業況悪化を来し、次のいずれかに該当する者を目安とする。過去に協議会事業に基づく再生計画策定支援を受けた中小企業者、現在協議会事業に基づく再生計

画策定支援中の中小企業者についても同様に本支援の対象に含めるものとし、支援業務部門は、本支援の周知に努めるものとする。

- ① 最近1ヶ月の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した者
 - ② 過去6ヶ月（最近1ヶ月含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した者
 - ③ 前3年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近1ヵ月間の売上高及び過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年の全ての同期との比較においても5%以上減少していない場合においては、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期と比較して5%以上減少している者
 - ④ 業歴1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月又は過去6ヶ月（最近1ヶ月含む。）の平均売上高（業歴6ヶ月未満の場合は、開業から最近1ヶ月までの平均）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の平均売上高
- (3) 統括責任者は、本支援の対象となる中小企業者に該当するかどうかの判断においては、売上高を認識できる最小限度の資料で、迅速に特例リスケ計画策定支援の開始の可否を判断する。
- (4) 統括責任者は、特例リスケ計画策定支援の開始が困難であると判断した場合にも、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。
- (5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

3. 特例リスケ計画策定支援（第二次対応）

(1) 特例リスケ計画策定支援の開始

- ① 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、特例リスケ計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者に対し、暫定的な資金繰りの見通しを説明し、主要債権者の意向を確認する。

- ② ①の「特例リスク計画の策定を支援することが適当であると判断した場合」とは以下のいずれかの場合をいう。
- a 今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
 - b 金融機関又は政策金融機関から融資を受けることができれば、今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
 - c その他、統括責任者又は統括責任者補佐が、相談企業の業種・業界の性質に応じ、相談企業の元金返済猶予の要請を行うことが事業改善に向けて有用であると判断した場合
- ③ 統括責任者は、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、特例リスク計画の策定を支援することを決定する。
- ④ 統括責任者は、特例リスク計画の策定支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談企業に通知する。また、直ちに、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予の要請を行うとともに、特例リスク計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請する。また、主要債権者に対し、特例リスク計画の作成支援を要請する。
- ⑤ 統括責任者は、特例リスク計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(2) 特例リスク計画案の作成・内容

- ① 相談企業は、主要債権者の協力のもと、特例リスク計画案を作成する。特例リスク計画案においては、少なくとも、新型コロナウイルス感染症の影響が6か月間継続する場合を想定し、1年間の資金繰り計画及び相談企業の要望に応じ特例リスク計画遂行中の行動計画（事業継続アクションプラン）を作成する。
- ② 統括責任者又は統括責任者補佐は、主要債権者と連携の上、相談企業の特例リスク計画案の作成を支援する。統括責任者は、特例リスク計画案の作成にあたり必要な場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家の協力を要請することができる。
- ③ 支援業務部門は、相談企業の資金繰りの状況に応じて、政策金融機関等の新型コロナウイルス感染症の資金繰り支援を利用した融資（日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付及び新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、金融機関による信用保証協会のセーフティネット保証、危機関連保証等の支援策を活用した融資など）や主要債権者等による融資などによる資金調達に向けて、積極的に金融機関調整を行う。政策金融機関等の新型コロナウイ

ルス感染症の資金繰り支援を利用した融資の実行までに時間を要する場合には、融資実行までのつなぎ融資として、主要債権者等に融資対応を要請する方法も検討するものとする。

(3) 特例リスク計画の成立

- ① 相談企業により特例リスク計画案が作成され、対象債権者の全てが、特例リスク計画案について同意し、その旨を文書又は電磁的方法により確認した時点で特例リスク計画は成立する。
- ② 支援業務部門は、主要債権者と協力し、対象債権者の合意形成に努める。

(4) 特例リスク計画策定支援の完了

- ① 特例リスク計画策定支援の完了時点は、特例リスク計画が成立した時点とする。
- ② 統括責任者は、特例リスク計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(5) 特例リスク計画策定支援の終了

- ① 特例リスク計画策定支援を開始した後、特例リスク計画案の作成を断念した場合、特例リスク計画について全ての対象債権者の同意を得られない見込みがない場合、特例リスク計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合など、特例リスク計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、特例リスク計画策定支援の終了を認定支援機関の長に報告し、相談企業に対して特例リスク計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。
- ② ①の場合であっても、支援業務部門は、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

4. 特例リスク計画策定支援が完了した案件の公表

- (1) 特例リスク計画策定支援が完了した案件の公表については、原則として、認定支援機関における完了手続が行われた後、中小企業庁において、全国の案件を取りまとめた上、行うものとする。ただし、各認定支援機関における公表についてはこれを妨げるものではなく、事前に内容及び時期について中小企業庁と調整することとする。

(2) 公表する内容は、完了件数、相談企業の業種、規模、従業員数等の統計的な内容をまとめたものとする。

5. 特例リスク計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 特例リスク計画遂行状況等のモニタリング

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、特例リスク期間中、原則毎月1回、相談企業の特例リスク計画遂行状況等について、モニタリングを行う。
- ② 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、特例リスク計画の達成に向け助言を行うとともに、必要に応じて、政策金融機関等の新型コロナウイルス感染症の資金繰り支援を利用した融資にかかる助言を行うものとする。
- ③ 支援業務部門は、①のモニタリングの結果、特例リスク計画を延長する必要があると認める場合には、相談企業の求めに応じて、「3. 特例リスク計画策定支援（第二次対応）」を準用した支援を行うことができる。

(2) 再生計画策定支援への移行等

- ① 支援業務部門は、特例リスク期間中又は特例リスク期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、基本要領6. に従って再生計画策定支援を行うものとする。
- ② 支援業務部門は、再生計画策定支援を行うことが適当であるかどうか判断する場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家を補助者として活用することが支援の円滑な実施のために必要であると認めるときは、外部専門家の協力を要請することができる。
- ③ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、特例リスク計画の遂行が極めて困難であると判断した場合であっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。